

大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要綱等の見直し（改正）について（概要）

1. 改正の背景

- (1) 平成 30 年 3 月 26 日に厚生労働省より『「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について』（以下「国通知」という。）が通知され、自己評価の実施、受審する事業所の負担軽減、評価機関の更新を明確化、更新時研修の実施等について改正された。国の改正に伴い、府においても「大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要綱（以下「要綱」という。）」及び「大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要領」の改正を実施することとなった。
- (2) ①・要綱第 3 条第 1 項第 5 号アで定められている評価調査者の配置基準が不明確であるため、府へ認証申請を検討している評価機関より評価調査者の配置基準の解釈について、度々問合せを受けている実情を踏まえ、適正な表記で改正することとなった。
- ②・平成 30 年度の認証部会で委員より、要綱第 3 条第 1 項第 5 号イについて「他府県が実施した福祉サービス第三者評価調査者養成研修を修了した評価調査者に関し、評価機関を認証審議する際の認証基準に照らし合わせ適否を判断するには、現行の評価調査者要件が明確に記載されていないため解釈し辛いので、認証審議する際の運用に合わせて記載すべき。」との意見を踏まえ、要綱を改正することとなった。

2-1.【大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要綱】改正内容（案）（1）

| 項目 | 改正内容（案） | 改正のポイント | 関係資料 |
|------------------------------------|--|---|--|
| <p>(認証基準) 第3条第1項第9号 改正</p> | <p>●評価の手法については、「<u>書面調査及び訪問調査</u>」によって行うものとしていたが、「<u>受審事業者の自己評価結果を活用するよう</u>」新たに評価の手法として追加する。</p> <p>●評価機関から受審事業者に対して提出を求める書類等について「<u>評価機関は、可能な限り既存資料を活用するなど、事業所の負担軽減に配慮するよう</u>」新たに明記する。</p> | <p>●受審事業者での自己評価が第三者評価の受審及び福祉サービスの質の向上のための組織づくりにおいて重要であるため。</p> <p>●受審事業者の負担を軽減することによって、自発的な受審を後押しするため。</p> | <p>【資料3】 国通知に基づく大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要綱の改正について①</p> |
| <p>(更新の申請等) 第8条 改正</p> | <p>●更新の申請に関して、「<u>認証有効期間内に府内で1件以上福祉サービス第三者評価を行った実績がある評価機関の条件を満たしている評価機関は、認証有効期間満了日の30日前までに府へ福祉サービス第三者評価機関認証更新申請書と必要な書類を提出すれば、更新ができる</u>」としていたが、当該要件に「<u>認証有効期間内に1件以上社会的養護関係施設第三者評価機関として行った社会的養護関係施設（<u>児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設</u>）、<u>自立援助ホーム及びファミリーホーム</u>（以下「社会的養護関係施設等」という。）の第三者評価を行った実績がある評価機関も更新できる</u>」と新たに追加する。</p> <p>●また、「<u>府内の福祉サービス第三者評価、社会的養護関係施設等の第三者評価の実績は無いが、引き続き評価事業を実施しようとする評価機関は、認証有効期間内に評価機関に所属する評価調査者1名以上が全国推進組織の更新時研修を修了することで更新申請を行うことができる</u>」と新たに追加する。</p> | <p>●国通知では、更新のための評価件数に<u>社会的養護関係施設に係る評価件数を含むことも可能としているため、府でも当該取り扱いに準拠し、社会的養護関係施設第三者評価機関として行った評価も実績として取り扱う。</u></p> <p>●全国推進組織の更新時研修を活用し、更新時研修の受講要件を追加することで、未更新による評価機関の減少を防ぎ、府内の評価機関を一定数確保することができる。</p> | <p>【資料4】 国通知に基づく大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要綱の改正について②</p> <p>【資料5】 更新時研修の取り扱いについて</p> |

◆【大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要領】改正内容（案）

※要綱第 8 条第 2 項の改正に伴う要領改正

| 項目 | 改正内容（案） | 改正のポイント |
|--------------------------------------|---|---|
| <p>（必要な書類） 第 5 条第 2 項 改正</p> | <p>●認証申請の際の「必要な書類」として「法人の登記事項証明書、所属する評価調査者一覧」としているが、要綱第 8 条第 2 項に基づく更新の申請を行う際は、<u>「認証有効期間内に更新時研修を修了したことを証する書類」の提出を併せてしなければならない</u>ことを新たに追加する。</p> | <p>●更新要件の変更に伴い、更新申請の承認を行う際の確認書類として提出を義務付けた。</p> |

2-2.【大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要綱】改正内容（案）（2）

| 項目 | 改正内容（案） | 改正のポイント | 関係資料 |
|--|--|---|--|
| <p>（認証基準） 第3条第1項 第5号ア 改正</p> | <p>●評価調査者の配置基準に関して、「次の（ア）又は（イ）に該当する評価調査者をそれぞれ2人以上配置すること」としていたが、「次の（ア）の要件を満たす者が1人以上、（イ）の要件を満たす者が1人以上おり、合計で2人以上の評価調査者を配置すること」として適正な表記に改正する。</p> <p><参考> （ア）組織運営管理業務に3年以上の経験を有している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者。 （イ）福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者。</p> | <p>●評価調査者の配置人数が不明確であったため、適正な表記に改正する。</p> | <p>【資料6】 その他の大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要綱の改正について</p> |
| <p>（認証基準） 第3条第1項 第5号イ 改正</p> | <p>●評価調査者の要件に関して、「評価調査者は、評価調査者養成研修又は大阪府知事が同等と認める研修を修了し、府が公表する評価調査者養成研修修了者名簿に登載されていること」としていたが、「①評価調査者養成研修を修了し、府が公表する評価調査者養成研修修了者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていること又は②大阪府知事が同等と認める評価調査者養成研修を修了し、大阪府知事が名簿に登載されているものと同等の質・スキルを有していると認め、名簿に登載される予定であること」として、認証審議する際の運用に合わせて改正する。</p> | <p>●評価機関の認証審議をする際、他府県が実施した福祉サービス第三者評価調査者養成研修を修了した評価調査者について適否を判断する際の根拠を「府が公表する評価調査者養成研修修了者名簿に登載されていること」としていたが、運用上、改正内容（案）のとおり審議をしていたことから、その解釈を明確に記載した。</p> | <p>【資料6】 その他の大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要綱の改正について</p> |

3. 運用について

認証部会での承認後、大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要綱及び大阪府福祉サービス第三者評価機関認証要領改定の決裁日を施行日とする。